

地域資源で地域の活性化に貢献する中小企業を、  
一緒に応援しませんか。《市町村版 高度化融資のご案内》

## わずかなご負担で大きな効果！

地域資源活用企業を資金面で支援したいとの思いの実現を  
中小機構が支援します。

市町村のご負担は支援総額の約10%。残りは約90%は中小機構が負担。

地域の  
「農林水産物」を  
利用した事業を  
行う事業者

地域の  
「鉱工業品」を  
利用して事業を  
行う事業者

地域の  
「観光資源」を  
活用した事業者

例え  
ば

生産のための設備投資を支援  
したい

インバウンド対応施設の  
整備を支援したい

市町村高度化融資にご関心のある市町村の皆様、ご相談ください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課

電話：03-5470-1528

E-mail : kodoka00@smrj.go.jp

市町村高度化について詳しくは次のスライドをご覧ください

# 地域資源で地域の活性化に貢献する中小企業を、 一緒に応援しませんか。《市町村版 高度化融資のご案内》

## 市町村高度化融資（地域資源法第15条第1項）

地域資源法の認定を受けて、計画実行期間中にある中小企業者の設備投資の一部を、市町村が機構とともに無利子で貸付け。

- 貸付割合 : 貸付対象事業費の90%以内（中小機構80%：市町村10%）
- 貸付対象 : 土地、建物、構築物、設備（資産計上されるものに限る）
- 償還期間 : 20年以内（据置期間3年以内）

高度化融資の特例

[貸付の流れ]



## 制度のメリット

- 設備投資所要の **1割の財源拠出で地域経済に大きな貢献**、地域資源活用企業を支援。
- 地元優良事業者との接点を持ちつつ、地域を活性化。

## 市町村の皆さまも支援します

- 市町村において必要な規程の整備（貸付・債権管理）の支援など市町村高度化の導入や貸付が円滑に進むよう中小機構が市町村の皆さまも支援します。
- 事業者への貸付には審査が必要ですが、この審査も中小機構が市町村の皆さまと一緒にやって行いますので市町村の皆さまに経験がなくても安心です。また、中小機構で職員の皆さまを対象にした研修も実施しています。
- 万が一貸付後に事業者に事業面で不安が生じた場合、要請に応じ中小機構から専門家を派遣し経営支援を行います。